

秋田県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和七年三月三十一日

秋田県規則第二十九号

秋田県行政組織規則の一部を改正する規則

秋田県行政組織規則（昭和五十六年秋田県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

秋田県知事 佐竹 敬久

改正後

改正前

<p>目次</p> <p>第一章 略</p> <p>第二章 事務部局</p> <p>第一節・第二節 略</p> <p>第三節 地方機関</p> <p>第一款〜第三十五款 略</p> <p>第三十六款 動物愛護センター（<u>第一百五條・第一百七條</u>）</p> <p>第三十七款〜第八十三款 略</p> <p>第四節 略</p> <p>附則</p> <p>（分課等）</p> <p>第三条 次の表の上欄に掲げる部に当該中欄に掲げる課を置き、当該課に当該下欄に掲げる室を置く。</p>			<p>目次</p> <p>第一章 略</p> <p>第二章 事務部局</p> <p>第一節・第二節 略</p> <p>第三節 地方機関</p> <p>第一款〜第三十五款 略</p> <p>第三十六款 動物愛護センター（<u>第一百五條・第一百六條</u>）</p> <p>第三十七款〜第八十三款 略</p> <p>第四節 略</p> <p>附則</p> <p>（分課等）</p> <p>第三条 次の表の上欄に掲げる部に当該中欄に掲げる課を置き、当該課に当該下欄に掲げる室を置く。</p>				
農林水産部	略	総務部	略	農林水産部	略	総務部	略
水田総合利用課	略	人事課	職員厚生室	水田総合利用課	略	人事課	略
略	略	略	略	秋田米ブランド推	略	略	略

(建設部各課の所掌事務)

第十二条 建設部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

建設政策課

一・二 略

三 公共事業の評価に関すること。

四〇二十四 略

技術管理課 略

都市計画課

一〇十一 略

十二 都市防災に関すること。

十三 盛土規制に関すること(他の所管に属するものを除く)。

十四 略

下水道マネジメント推進課〓営繕課 略

(出納局の各課及びセンターの所掌事務)

第十三条 出納局の各課及びセンターの所掌事務は、次のとおりとする。

会計課

一〇十 略

十一 電子収納に関すること。

十二〇十八 略

財産活用課〓検査課 略

第十四条 法令又は条例の定めるところにより置かれる次の各号に掲げる附属機関に関する事務については、当該各号に定める事務

部局が処理するものとする。

一〇十七 略

十八 秋田県子ども施策審議会 あきた未来創造部次世代・女性

(建設部各課の所掌事務)

第十二条 建設部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

建設政策課

一・二 略

三 公共事業の再評価に関すること。

四〇公共事業の一元化の推進に関すること。

五〇二十五 略

技術管理課 略

都市計画課

一〇十一 略

十二 秋田新都市開発の調整及び推進に関すること。

十三 略

下水道マネジメント推進課〓営繕課 略

(出納局の各課及びセンターの所掌事務)

第十三条 出納局の各課及びセンターの所掌事務は、次のとおりとする。

会計課

一〇十 略

十一〇十七 略

十二〇十七 略

財産活用課〓検査課 略

第十四条 法令又は条例の定めるところにより置かれる次の各号に掲げる附属機関に関する事務については、当該各号に定める事務

部局が処理するものとする。

一〇十七 略

(地域振興局農林部各課所の所掌事務)
第十五条の九 地域振興局農林部各課所の所掌事務は、次のとおりとする。

農業振興普及課

一〇十 略

十一 農地及び農業振興地域に関する盛土規制に関すること

(他の所管に属するものを除く。)

十二〇二十九 略

森づくり推進課

一〇十四 略

十五 森林に関する盛土規制に関すること。

十六 略

農村整備課・八郎潟基幹施設管理事務所 略

2 略

(地域振興局建設部各課の所掌事務)
第十五条の十 地域振興局建設部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

企画・建設課・保全・環境課 略

用地課

一〇七 略

八 盛土規制に関すること(他の所管に属するものを除く。)

建築課 略

業務指導課

部内各課の業務指導に関すること。

2・3 略

5 秋田地域振興局福祉環境部環境指導課においては、第一項環境指導課の項第三号に掲げる事務は、所掌しないものとする。

(地域振興局農林部各課所の所掌事務)
第十五条の九 地域振興局農林部各課所の所掌事務は、次のとおりとする。

農業振興普及課

一〇十 略

十一〇二十八 略

森づくり推進課

一〇十四 略

十五 略

農村整備課・八郎潟基幹施設管理事務所 略

2 略

(地域振興局建設部各課の所掌事務)
第十五条の十 地域振興局建設部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

企画・建設課・保全・環境課 略

用地課

一〇七 略

建築課 略

2・3 略

(名称、位置及び所管区域)

第三十六条 保健所の名称、位置及び所管区域は、行政機関設置条例第五条に定めるところによる。

2 略

(所掌事務)

第三十八条 保健所各課の所掌事務は、次のとおりとする。

企画福祉課・健康・予防課 略

環境指導課

一・二 略

三〇 略

(所掌事務)

第五十条 健康環境センターの総務企画室及び各部の所掌事務は、次のとおりとする。

総務企画室

一〇五 略

六 地域保健に関する情報の収集及び分析に関すること。

七 略

保健衛生部〳環境保全部 略

(支所)

第一百七条 動物愛護センターに、支所を置く。

2 支所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名	称	位	置
秋田県動物愛護センター	県北	大館市十二所字平内	新田二百

(名称、位置及び所管区域)

第三十六条 保健所の名称、位置及び所管区域は、行政機関設置条例第五条第一項に定めるところによる。

2 略

(所掌事務)

第三十八条 保健所各課の所掌事務は、次のとおりとする。ただし、秋田中央保健所環境指導課においては、環境指導課の事務のうち第三号に掲げる事務は、所掌しないものとする。

企画福祉課・健康・予防課 略

環境指導課

一・二 略

四〇 略

(所掌事務)

第五十条 健康環境センターの総務企画室及び各部の所掌事務は、次のとおりとする。

総務企画室

一〇五 略

六 略

保健衛生部〳環境保全部 略

支所	三十七番地の一
支所	秋田県動物愛護センター県南
支所	大崎市大曲上栄町十三番六十
支所	二号

第三十七款 削除

第百八条及び第百九条 削除

第二百四十五条 略

2 次の表の上欄に掲げる職は当該中欄に掲げる事務部局の組織に置き、その職務は当該下欄に定めるところによる。

番号	職	事務部局の組織	職務
一〇十	略	略	略
七	支所長	総合県税事務所及び動物愛護センターの支所	上司の命を受けて、支所の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
十八	支所長	略	略
十九	略	略	略
二十三	略	略	略

備考 略

3 略

4 前三項に定めるもののほか、次の表の上欄に掲げる職を当該中欄に掲げる事務部局の組織に置くことができるものとし、その職務は、当該下欄に定めるところによる。

番号	職	事務部局の組織	職務
一〇十	略	略	略
四	略	略	略

第三十七款 削除

第百七条から第百九条まで 削除

第二百四十五条 略

2 次の表の上欄に掲げる職は当該中欄に掲げる事務部局の組織に置き、その職務は当該下欄に定めるところによる。

番号	職	事務部局の組織	職務
一〇十	略	略	略
七	支所長	総合県税事務所の支所	上司の命を受けて、総合県税事務所の支所の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
十八	支所長	略	略
十九	略	略	略
二十三	略	略	略

備考 略

3 略

4 前三項に定めるもののほか、次の表の上欄に掲げる職を当該中欄に掲げる事務部局の組織に置くことができるものとし、その職務は、当該下欄に定めるところによる。

番号	職	事務部局の組織	職務
一〇十	略	略	略
四	略	略	略
十五	人材誘致推進課	移住・定住促進課	上司の命を受けて、移住及び定住に関する

一	三十三 ～ 五十一	略	略	略	十五・ 十六	
	略		略		略	
	略		略		略	
	略		略		略	

備考 略

5 第一項の理事、第二項の表第一号から第二十二号までに掲げる職及び前項の表第一号から第四十八号までに掲げる職は単純労務の職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十七条に規定する単純な労務に雇用される者をいう。以下この項において同じ。）以外の職員（臨時及び非常勤の職員（同法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。）をもつて充て、第二項の表第二十三号並びに前項の表第四十九号から第五十一号までに掲げる職は単純労務の職員（臨時及び非常勤の職員（同号に掲げる職にあつては、同条第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除

四	三十六 ～ 五十一	略	略	略	十六・ 十七	
	略	略	略	略	略	
	略	略	略	略	略	
	略	略	略	略	略	

備考 略

5 第一項の理事、第二項の表第一号から第二十二号までに掲げる職及び前項の表第一号から第五十二号までに掲げる職は単純労務の職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十七条に規定する単純な労務に雇用される者をいう。以下この項において同じ。）以外の職員（臨時及び非常勤の職員（同法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。）をもつて充て、第二項の表第二十三号並びに前項の表第五十三号から第五十五号までに掲げる職は単純労務の職員（臨時及び非常勤の職員（同号に掲げる職にあつては、同条第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除

く。)をもつて充てる。

く。)をもつて充てる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

(秋田県財務規則の一部改正)

2 秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

別表第一(第二条関係) 部局、部局長、課長及び室長				別表第一(第二条関係) 部局、部局長、課長及び室長			
略	総務部	部	局長	略	総務部	部	局長
略	略	部	局長	略	略	部	局長
略	略	課	課長	略	略	課	課長
略	略	室	室長	略	略	室	室長
					略	長	消防保安室長